。続日本紀』「倭建命墓」への落雷

稲 生 知

子

ヤマトタケルは、『日本書紀』『古事記』で最も有名な英雄である。 ー はじめに

ヤマトタケルは、『日本書紀』『古事記』で最も有名な英雄である。 やれてきた。近年においては、『古事記』『日本書紀』の描かれ方の かれてきた。近年においては、『古事記』『日本書紀』の描かれ方の で、多くの作品が生み出され、研究もさまざまに行 古代から現代まで、多くの作品が生み出され、研究もさまざまに行 さいに注目し、両テキストの在り方としての研究が注目されてきた。 違いに注目し、両テキストの在り方としての研究が注目されてきた。 違いに注目し、両テキストの在り方としての研究が注目されてきた。 意に匹敵する力を持ちながらも、「言葉」を正しく受け取る能力を 皇に匹敵する力を持ちながらも、「言葉」を正しく受け取る能力を 皇に匹敵する力を持ちながらも、「言葉」を正しく受け取る能力を は、日本書紀』は、日本武尊として、天皇と意を同じく れに対して、『日本書紀』は、日本武尊として、天皇と意を同じく なる、日本を平定するパートナーとして描かれている。

て、書物として残されていることには意味があると思われる。に違うものとして描き、それが正史としても記録されること、そし容し生成する。ヤマトタケルという同じ名を冠する人物をそのよう

そのような複数のヤマトタケルの生成のなかに、『日本書紀』に

「倭建命墓」に落雷したという記事である。 (®) 続く第二の正史 『続日本紀』(平安時代初期編纂)も位置づけられる。

| 倭建命墓に震す。使を遣し之を祭る。(震倭建命墓。遣使祭之。)| 髪音暑」に落唱したといる言書でする|

存在であった。『日本書紀』では三回、『古事記』では二回埋葬され『日本書紀』『古事記』において、ヤマトタケルの〈墓〉は特異な

として描く姿。その多様な様相は、時代と担い手によって、常に変

像と無関係ではない。『古事記』のように、天皇との違和があるも

このようなテキストによる違いは為政者にとってのヤマトタケル

のとしての姿。

『日本書紀』

のように、天皇と志を同じくするもの

はずである。

はずである。

ない、『古事記』では天皇の葬儀時に歌われる大御歌のもとともなる。て、『古事記』では天皇の葬儀時に歌われる大御歌のもとともなる。ない。そのようなヤマトタケルの〈墓〉は軽んじられるような存在ではありえまい。では天皇の葬儀時に歌われるからである。加えるにも関わらず、白鳥として飛翔したと記されるからである。加え

史」において、ヤマトタケルの 雷という「怪異」について、それが何を指し示すのかを記さない。『大 時祭も定められている。しかし、『続日本紀』は、この〈墓〉への落中に「高津神」があり、さらに、『延喜式』において霹靂祭という臨 史叙述から明らかである。例えば、『大祓祝詞』における国津罪の ともあるように、神との交流に関わるものであることは、 違った側面、 安時代的展開の出発点を確認する。「怨霊」「御霊」の表象になる前 雷することの意味を明らかにすることによって、ヤマトタケルの平 マトタケルの 意味を持っていたのだろうか。 どのような意味があったのだろうか。「祭」というのはどのような 理由をそこに帰するわけにはいかないであろう。平安時代初期、「正 祓祝詞』『延喜式』が同時代資料とは言えないため、その「祭」の 本稿では、 雷 方、「落雷」は、 の位置づけにもつながってくるであろう。 奈良時代から平安時代初期の言説を中心に分析し、 さらにヤマトタケルの神話的展開につながる側面を確 〈墓〉をめぐる『古事記』『日本書紀』の言説と、 自然現象のなかでは 〈墓〉への落雷記事を掲載するのに 「神鳴り」と書かれるこ 従来の雷観とは 神話や歴 落 ヤ

ヤマトタケルと〈墓〉

れの書物でのヤマトタケルは描かれ方が異なる。子として、西日本と東日本を征討した人物として記される。それぞヤマトタケルは『古事記』『日本書紀』において、景行天皇の皇

『古事記』では、「其の御子の建く荒き情を惶みて」、西征、東征のテキストで確認する。

いて、二つの倭建命の「陵」があるものの、どちらにも倭建命は埋いて、二つの倭建命の「陵」を作り、葬る。しかし、倭建命は、「八尋の白智鳥」と化して、「天」に飛び去ったことが記される。白鳥は大阪府柏原に比定される「河内国の志幾」にとどまったので、そこに「陵」を作るが、さらに「天」に飛び去ったとが記される。 追いかけるときに后妃たちが歌った歌が天皇の葬儀にとどまったので、そこに「陵」を作るが、さらに「天」に飛び去ったとざれる。 しかし、倭建命は、「八尋の白智鳥」と化して、「天」を作り、葬る。しかし、倭建命は「石等と御子等」が能褒野に下り、御陵」「古事記」では、倭にいた「后等と御子等」が能褒野に下り、御陵」

武尊の死を聞き、「伊勢国の能褒野陵」に埋葬させるが、日本武尊一方、『日本書紀』においてはどうだろうか。父景行天皇は日本(55)

葬されていない。

ŋ, おいても、『日本書紀』は、〈墓〉に「屍骨」が葬られていない点に が「屍骨」の有無に言及している点に注目したい。その後の記録に が違うヤマトタケルは、死後だけは共通して、「天」に飛翔してお も日本武尊は葬られない。『古事記』『日本書紀』において書かれ方 てしまったため、「衣冠」のみを葬ったとする。三つの陵のどれに に「陵」を作るが、ここでも、どこにも留まることなく、「天」に昇 作るがさらに、 がなく、衣だけだったという。そこで、群臣たちは白鳥を追いかける。 は白鳥となって ついて、こだわっているからである。 白鳥は、「倭の琴弾原」にとどまったため、そこに「陵」を 一がなければ、「陵」として認められないという認識が読み取 はどれも空のままである。ただし、正史である『日本書紀 白鳥は 「倭国」に向かって飛びさる。 「河内」と「古市邑」に飛び去る。それぞれ 陵の中には Ö

白鳥を貢らしめたまふ。 (『日本書紀』仲哀元年十一月条) 白鳥を貢らしめたまふ。 (『日本武尊が亡くなり、その「神霊」は「白鳥」となって「天」に上った。「仰望之情」を慰めるために「白鳥」を飼うことで補いたいという意識が読み取れる。「仰望之情」は、鳥」を飼うことで補いたいという意識が読み取れる。「仰望之情」は、鳥」を飼うことで補いたいという意識が読み取れる。「仰望之情」は、自鳥を飼うことで補いたいという意識が読み取れる。「仰望之情」は、自鳥を貢らしめたまふ。 (『日本書紀』仲哀元年十一月条) 白鳥を貢らしめたまふ。 (『日本書紀』仲哀元年十一月条)

される。 される。 白鳥を求める詔のあと、異母弟蘆髪蒲見別王の誅殺事件が記かる。 白鳥をめぐって、兄弟間の争いが描かれることからもわ

みたまひ、 閏十一月の乙卯の朔にして戊午に、 其れ天を慢り君に違ひなば、何ぞ誅を免るること得む」といふ。 天皇の異母弟なり。 のたまふ。 越人に謂りて曰はく、「白鳥と雖も、 養ひ狎けむとしたまふ。故、貢る」とまをす。則ち蒲見別王、 のたまふ。越人答へて曰さく、「天皇、 其の白鳥を視て、問ひて曰はく、「何処に将ち去く白鳥ぞ」と 鳥を送る使人、莬道河の辺に宿る。時に、蘆髮蒲見別王、鳥を送る使人、莬道河の辺に宿る。時に、蘆髮蒲見別王、 乃ち兵卒を遣して誅さしめたまふ。蒲見別王は 仍りて強に白鳥を奪ひて、将ち去ぬ。爰に越人、 天皇、是に、蒲見別王の先王に礼无きことを悪 時人の曰く、「父は是天なり。 越国、 焼かば黒鳥に為らむ」と 父王を恋ひたまひて、 白鳥四隻を貢る。 兄亦君なり。

位記事と母に「皇太后」を送る記事のあと、以下のような詔を出す。

冬十一月の乙酉の朔に、群臣に詔して曰はく、「朕、

仰望之情、一日も息むことなし。

覩つつ、顧情を慰めむと欲ふ」とのたまふ。

冀はくは白鳥を獲て、

陵城域

の池に養はむ。因りて、

則ち諸国に令して、

て天に上ります。

父王、

既に崩ります。

乃ち神霊白鳥と化り

未だ弱

て、其の鳥を

を強調することで自らの天皇としての正統性の確認をしている。

たのであろう。

と垂仁天皇の皇女両道入媛の子である。成務の甥として立太子され

天皇の子として即位していないためか、父日本武尊

一務天皇(景行天皇の子)の後に即位した仲哀天皇は、

日本武

うことにつながっていると考えてよいだろう。つまり、仲哀天皇やが日本武尊(その神霊)の代わりであり、その争奪戦が天皇位を争う行為によって、「礼无き」と断じられ、殺害されている。「白鳥」皇の異母弟、蒲見別王がその白鳥を奪ってしまう。白鳥を奪うとい皇の異母弟、蒲見別王がその白鳥を奪ってしまう。白鳥を奪うとい「越国」から「白鳥四隻」が献上され、輸送されている途中、天「越国」から「白鳥四隻」が献上され、輸送されている途中、天

その兄弟にとって、日本武尊の「陵」は空であるという認識があっ

たことを意味している。

土師連等に授けたまふ。 (『日本書紀』仁徳六十年冬十月) た代表の、甚だ懼し。陵守をな動しそ」とのたまひ、則ち且、 大十年の冬十月に、白鳥陵守等を差して、役丁に充つ。時に 大十年の冬十月に、白鳥陵守等を差して、役丁に充つ。時に 大皇、役の所に臨みたまふ。爰に陵守目杵、忽に白鹿に化り て走ぐ。是に、天皇、詔して曰はく、「是の陵、本より空し。故、 で走ぐ。是に、天皇、詔して曰はく、「是の陵、本より空し。故、 でまれ、彼丁に充つ。時に はいる。 とい、『日本書紀』仁徳六十年冬十月の記事においては、空でさらに、『日本書紀』仁徳六十年冬十月の記事においては、空で

「白鳥陵」とは、景行天皇条に「三陵を号けて、白鳥陵と日ふ」 「白鳥陵」とは、景行天皇条に「三陵を号けて、白鳥陵と日ふ」 「白鳥陵」とは、景行天皇条に「三陵を号けて、白鳥陵と日ふ」 「白鳥陵」とは、景行天皇条に「三陵を号けて、白鳥陵と日ふ」

ること、及び耕し牧ひ樵し採ることを得べからず。て守らしめば、十年に一たび替へよ。兆域の内に、葬り埋

る。のちに『延喜式』祥瑞条に上端として記され、『日は『コーロのであいま」の善政を賞めて下すしるしとして出現する、祥瑞の一つであ王者の善政を賞めて下すしるしとして出現する、祥瑞の一つであ が「白鹿」に変化して逃げ出したのである。「白鹿」は、天が時の それにともなって課役を免除されていた。『養老令』舎人史生条で、 とあるように、 言えるだろう。 鹿」になって逃げたということは、王者の徳を否定する 古六年十月条には越国から献上されている記事がある。 定での差配であった。しかし、そこで「怪者」が起こる。陵守目杵 白鳥陵に遺体が埋葬されていないことによって、陵守を廃止する予 ることからもうかがうことができる。しかし、ここでは、 「役丁」に充てている。その理由は、「是の陵、本より空し」つまり、 雑戸・陵戸・品部・徒人の役に在らむは、並に課役を免せ」とあ のちに『延喜式』祥瑞条に上瑞として記され、『日本書紀 天皇はその「怪者」を正しく理解し、日本武尊を陵 陵墓は陵守 (陵戸) が、管理するべきも (『養老令』 「喪葬令」 巻二十六) 陵守が 怪者 のであり、

とは、 空だと〈墓〉と認められない存在であること、さらに、「空」であ あることである。 るにも関わらず、 すなわち、 仁徳紀からは、日本武尊の 死者に対する侮辱である。 仲哀紀と同様に 葬られている陵墓を軽んじたり、 天皇への警告を発する「怪者」が顕現する存在で 墓〉 〈墓〉についての特徴が確認できよう。 しかし、 が空であるという認識に加えて、 例えば、 壊したりするこ 弘計天皇が父市

として維持するよう指示をしたのである

条件が欠けている。『日本書紀』において、そう理解されているの 行為や陵墓を守るという行為は、そのなかに遺体が埋葬されてこそ 辺押磐皇子の遺骨を探索し、葬りたいと願ったように、 のものだったのである。しかし、ヤマトタケルの 〈墓〉には、その 葬るという

という意味はどのようなものなのだろうか そのうえで、『続日本紀』において、そのような〈墓〉に落雷する 要事項であると記述している。さらに、「天」にいってしまったヤ マトタケルの魂の処遇が気にされていたことを確認しておきたい。 このように、『日本書紀』では、埋葬されていないこと自体が重

落雷という現象

雷」の同時代におけるとらえ方を確認する。 に落雷する記事は『続日本紀』にはない。そこで、まず、「落

紀』『続日本紀』によって確認すると、怨霊というよりも、 時代から平安時代初期においても同じだったのだろうか。『日本書 志の表象として表現され、 霊」として神の怒り、 ある。特に、菅原道真が怨霊として位置づけられて以降、落雷は「怨 恵みの雨をもたらすものとしての位置づけのある自然現象の一つで 落雷」は時代ごとに神の意志の表れとして恐れられ、 天罰の表象として把握される。しかし、奈良 国家として対応をしていくためのシステ なおかつ 神の意

ムの中に組み込まれていたと思しい。

平安時代以降、

「災異」に対して、

陰陽寮や神祇官により国家的

言」、すなわち解釈は記されないものの、奏上されていたことが

りて、妖徴並に見れたり。仍て龜筮に命せてその由を求めしむ」こ 瑞も災異も、解釈は報告してはならないものだということであろう。 是也」とあり、「国史」編纂の資料となったことがわかっている。 たとあるように、平安時代初期にも「災異」を国家的大事として占 とを天皇に奏上し、そこで意見を言うのが「神祇官陰陽寮」 で記録上に残っているのは、天慶八年(九四五)六月一七日の されており、「陵墓の鳴動・落雷」も含まれていたという。 料総覧』の平安時代の部分には、およそ三七〇件の軒廊御卜が記載 その解釈については掲載しないこととなるのである。 結果、この報告をもとに書かれた正史には、「災異」のみが記録され、 注目したいのは、「占言」を載せてはならないという点である。 するように規定されている。『令義解』「監修国史」には「入国史 し、占いの結果は、記録としては残されることはない。『令集解』、「雑 い、神祗官と陰陽寮が対応してきたと考えてよいのだという。 日本紀』延暦元年(七八二)七月二九日条にも「頃者、 山抄』『江家次第』の記事が一番古いものと言われる。しかし、 大事を占う「軒廊御卜」が行われていた。西岡芳文によれば、 徴祥、 若し徴祥、災異有らば、 ること得じ〉。 秘書玄象条において、 して中務省に送りて、国史に入れよ。〈送らむ所は、占言載す 災異」については記録し、史書を編纂する中務省に報告 陰陽を寮奏せよ。 (『令集解』、「雑令」、秘書玄象条) 訖らば、 災異荐に臻 「軒廊御卜」 季別に封 ただ 北

— 5 —

雷時、

『日本書紀』でも確認できる。

うかがえるのみである。神の意志の現れとして、天皇自体が行動を (※) してはならないのである。 きの具申を奨励している。同じ詔で「醫卜方術」に優れた者に褒賞 では官人に督励する際、「文武の庶僚、今より以去、 いて直言すること自体は求められている。しかし、「占言」は記述 を与える記事が続く。「陰陽」に優れたものも含まれる。災異につ 祭ったりすることで、 極言・忠正之志を存つべし」と災異があったと 災異の後の「詔」による「祭」で対応が 神の意志をコントロールする。 養老五年(七二一)正月甲 若し風 気雨・雷 -戌の詔 落

には神威が強すぎる。

においても確認できる。

場合はどのようになるのか。同じく、『日本書紀』斉明七年(六六一) がないことによって、「祭」 述がない。「祭」らなかったから多くの死者が出たのである。 舎人や近侍に死者が多くでたという。ここにでは、祭られている記 木を使用したため、「神忿り」すなわち、雷によって宮を破壊された。 五月癸卯において、斉明天皇が朝倉橘広庭宮を作るときに朝倉社の 神意を剣で鎮めたと言う。幣帛をもってしかるべき対応をしたから 船舶のための木材が、霹靂の神が降臨する「霹靂の木」であったた 『日本書紀』推古二十六年(六一八)「是年」において、 神が鎮まったとしてよいだろう。しかし、祭ることをしない 河辺臣が「多く幣帛を祭」った上で木を伐らせ、落雷による が「神の意志」と向き合うことに不可 安芸国 記述 で

欠であることを示している。

かし一方で、

雷は船や宮として、

その依り代を使用する際には

こでも記されている。

このように、

奈良時代、

平安時代初期においては、

落雷は

「怨霊

それが雷という存在なのである。しかしながら、 鎮めるべきものではあるが、 祭るという行為によってコントロールすれば、 つまり岩を雷が蹴り割いて、水を引くことができたとするのである。 武内宿禰に剣を捧げて「神祇」に祈らせる場面がある。祭りの結果: 書紀』神功皇后摂政前紀では、 雷電霹靂」、 すなわち、 落雷を操って、 統治に必要なパワーでもある。 皇后が 神田」 堅い岩を「 に水を引くために、 強力な味方になる、 天皇の近くに置

話があるが、 り、さらに天皇の近くには置くことができない神でもあった。『続 べき手続き(この場合は「斎戒」)をしなければ、暴走する神であ 様となる。天皇は恐れて殿中にいれることができなかった。しかる が「斎戒」をしないでいると、大蛇は「其の雷虺虺きて、目精赫赫く」 に命じ、「三諸岳の神」を捉えさせる。大蛇であったという。天皇 崗に戻したと記される。 に、ここでも、雷に対して天皇は「恐りて偉しく幣帛」を奉って雷 を踏んでいる。 司」を読んで輦籠に入れて天皇のいる大宮に持ち帰るという手続き き幡桙を擎げて」迎える。さらに、落ちてきた雷を捉えるときも「神 日本紀』以後の成立の『日本霊異記』上一縁に「雷を捉る縁」 。日本書紀』雄略天皇七年七月条では、 雷を迎えるときに、「栖軽」が、「緋の縵を額に著、 雷神に対する「祭」 天皇の近くには置くべきではないことがこ がここには表れていよう。 雄略天皇は少子部 」に類

テムのなかに組み込まれて、神祇官や陰陽寮にゆだねられていった 天皇からは離しておくべきものでもあった。だからこそ、祭るシス 同時に国家の側で必要なパワーでもあった。そして、 降臨は荒ぶるものであるがために鎮めなければならないとと 神々が意志を人に伝える現象であった。しかし、神々の意志 同時に

の表象というよりも、

見えざる神々の意志を知るための「

災異」で

倭建命墓でなければならなかったのはなぜなのか。 では、「倭建命墓」への落雷はどのような意味があったのだろうか。

「倭建命墓」と書くこと

を分離したと指摘している。だから、大宝令以降の「倭建命」の〈墓 皇条所引古記に「即位天皇以外を除き、皆悉く墓と称すべし」とあ べきものであった。大宝令の注釈書である『令集解』「喪葬令」先 日本武尊の〈墓〉は皇太子・天皇の父として「陵」と呼ばれたと思 とのみ記録される。対して、『日本書紀』『古事記』では「陵」とさ 定されているのである。 われる。 れた。陵とは、「天皇・皇后などの墓所」であり、『日本書紀』では 建命墓に震す。 ここで、 しかし、『続日本紀』編纂時、「陵」と「墓」は区別される 天皇以外の 注目したいのは、 使を遣し、之を祭る。」の記事のなかで、〈墓〉は 〈墓〉については、「墓」と称するように規 新井喜久夫は大宝令施行の際に「陵」と「墓 〈墓〉の表記である。『続日本紀』 」「倭 墓

は、「陵」ではなく「墓」となる。

呼称の変化は、ヤマトタケルの

位置づけに変化をもたらした可能性はある。

り、「守戸三烟」が充てられている。墓名の一番目に挙がるもので 地である伊勢国鈴鹿郡が示され、広さや守戸の規模が規定されてい ない。手がかりとして、時代は下るが『延喜式』 は三か所であり、どこを指しているかはテキスト内からは判断でき のどれを指すのであろうか。『古事記』では二か所、 そもそも、「倭建命墓」とは、これまで「陵」とされていた 能襃野墓」という表記となっており、 延喜の段階で、 北二町。守戸三烟。> 能襃野墓 〈日本武尊。 ヤマトタケルは伊勢能褒野で葬られるものであ (『延喜式』巻二十一『諸陵寮』遠墓 在伊勢国鈴鹿郡。 ヤマトタケルが死んだ土 陵墓歴名がある。 兆域 『日本書紀』で

らに北康宏は、持統天皇五年詔(翌) 代における陵墓の位置づけを知るための重要な資料となっている。 があり、弘仁、貞観、 のであり、弘仁式段階には成立していたものと考えられている。さ 研究の成果として「能煩野」〈墓〉 この陵墓歴名については、 延喜の式編纂過程と関連していることから古 その形式において一定の表記の不統 は早い段階でリスト化されたも

により、 とのたまふ を置け。自余の王等の有功者には三戸を置け。 、は、百姓を以ちて充て、其の徭役免し、、三年に一たび替へよ_ 陵墓歴名は陵戸を設置するために整備されたと想定する。 韶して日はく、「凡そ先皇の陵戸は、 日本書紀』持統五年十月乙巳条 若し陵戸足ら 五戸より以上

ず

ある。

想定し、 から個別に台帳が存在しており、 も含める) · 余の王等の有功者」として日本武尊にも「墓守」を置 それが弘仁式の墓歴名に受け継がれたのだとする。 方、 について、 墓歴については、 配置を分析したうえで、大化改新以 高市皇子陵以前の それが統合され が配列 たのは、 Ė かれ 桓 前 本 一武朝と の時代 -武尊墓 ただだ

瓊敷入彦命墓 先端の 大和を守護するものとして、 日本武尊墓(伊勢国鈴鹿郡)、彦五瀬命墓(紀伊国名草郡)、興味深い分析をしている。『延喜式』に記載される「遠墓」 期であり、 ことであろう。 の交通の要衝、 なおかつ、 であること、④軍人的または皇位の守護的存在であること」であり、 肯できる。 を導入しようとした。 皇位の正統性を位置づけるため、新しい山陵祭祀を導入し、 ②継体天皇以前の皇統に属していること、 ·帳が統合されたとされる桓武朝は諸制度が新たに編成され 〈墓〉 が含まれている。その墓の特徴として、「①皇族であるこ この四墓が つまり、 この四皇子の墓が 『続日本紀』 へのまなざしであった。その意味について、北 和泉国 守護するものという位置づけは、 事的にも重要な地点に位置していると指摘する。 大和国に接して周りを囲む四方へつながる道の上 同時代史である『続日本紀』に記されるのは最 墓歴名の確定期を桓武期であるという点は首 「伝説的・守護者的信仰に基づいて取り上げ Щ 編纂もその一環として位置づけられる。 (内国) 「四皇子墓」 「陵戸」を配した祭祀対象として重 日根郡)、 を意味づけてい 菟道稚郎皇子 (山 (紀伊国名草郡)、 ③即位の天皇の兄弟 『延喜式』 るという 康宏は、 以前に 宗廟制 には、 五十 代国 た時 天

> 諸陵司 じられたことは、 た各陵墓における「陵守」「墓守」の配置がわか 条 「古記」 所引「別記」によると、諸院 (型) から明らかである。 る 『令集解』「 司 0) 管理 下にあ 職員令」

内 借 国五十七戸、 納公計帳文而記借陵守也 陵守及墓守、 山代国三戸、 幷百五十戸。 伊勢国三 京二十五 三 戸 紀 倭 伊 国 国 五十 八 戸、

Ш

いるも 年韶で「自余の王等の有功者には三戸を置け」とあることから、 役免し」とあることを踏まえると臨時で百姓が充てるように指 して祀ったと解釈することも可能ではないか。 たころからと推察している。 の記事には、 子たちが「有功者」として位置づけられることも確認できよう。 比定されていることも、この記事から確認できる。さらに、 示したものである。 は日本武尊墓、「紀伊国三戸」 紀伊国三戸」である。「山代国三戸」は菟道稚郎皇子墓、「伊勢国三戸 たものと考えられる。 いた持統五年詔で「若し陵戸足らずは、 借陵守及墓守」とあるのは専任の 兀 0 つの墓の守護が意識された時期を、「 に神霊たるヤマトタケルが降臨し、 0 皇子の墓が公的に守衛されていたことを示 『延喜式』墓歴名と比較して五十瓊敷入彦命は抜けて 『令集解』「職員令」 日本武尊墓が 注目したいのは、「山代国三戸、 とす 彦五瀬命墓への「墓守」の配 れば、 19諸陵司条 「伊勢国」、 「墓守」ではなく、 [続日本紀] 百姓を以ちて充て、 震倭建命墓」 大和を守護する存在と 一古記 すなわち能 墓が は 「空」であれば 所引 伊勢国三戸 す。^① 先にも引 が記され 褒 気野墓に 置を指 別記 $\overline{\mathcal{H}}$

は、

7

墓として不安定な存在だからである。

それと近似しているといえる。では、なぜ近似しているのだろうか。 ことを示す。このようなヤマトタケルの 遠いところで〈墓〉 事記』で、「陵」として記されていた五か所の、どの〈墓〉よりも 成果を踏まえると、〈墓〉は は空であることが意識されていた。さらに、 皇にとって必要なパワーではあるが、遠ざけて祭るべき存在だった 先に見たように、『日本書紀』編纂時からヤマトタケル の位置が確定している。このことは、 「能褒野墓」であろう。『日本書紀 〈墓〉への処遇は、 陵墓歴名における研究 雷は、 の 雷への 古 天

五 雷とヤマトタケル~『日本書紀

となった日本武尊への言葉である。
以下は、『日本書紀』景行天皇条、兄に代わり、東征に行くこと

聞く、 是の位は汝の位なり。 子、 にして、 邪しき神有り。(中略)今朕、汝を察るに、爲人、身體長く大 且. 向ふ所に前無く、攻むる所必ず勝つ。 国の不平れたるを愍びたまひて、 廟を絶えずあらしめたまふか。 則ち天皇、斧鉞を持りて、 実は神人にますことを。 其の東の夷は、 邑に首勿し。各封堺を貪りて、 容姿端正し。 力能く鼎を扛ぐ。 識性暴び強し。 願はくは深く謀り遠く慮りて、 寔に是、 日本武尊に授けて日 亦是の天下は汝の天下なり。 天業を經綸へしめたまひ、 天の、 凌犯を宗とす。 即ち知りぬ、 並に相盗略む。 猛きこと雷電の如し。 朕が不叡くして、 は 形は我が 村に長 亦山に く、「朕 姦しき

まふ。(『日本書紀』景行天皇四十年七月条)巧みて暴ぶる神を調へ、武を振ひて姦しき鬼を攘へ」とのたして、兵甲を煩さずして自づからに臣隷はしめよ。即ち言をを探り變くを伺ひて、示すに威を以てし、懐くるに徳を以て

はない。『続日本紀』巻五和銅五年(七一二)九月己丑条の太政官を指摘するものもある。しかし、雷を「猛」の喩えとする例は多く いか。天皇自身の「朕が不叡」を補うものとして「天」によって使(⑸ 段、第三一書において可美葦牙彦舅尊を指して、「天地混成る時に、 狄部晏然。 奏上に出羽国を置く経緯の説明のなかに「自官軍雷撃。 武尊も守護してくれる霊的な存在としての位置づけがあるのではな 護する存在としての位置づけとなるだろう。景行にとっては、 坂神」「大阪神」の祭り方を伝えた「神人」が記される。 位置づけられている。また、崇神九年三月に天皇の夢に現れて「墨 天地初発に登場する神との比喩によって「天」に属するものとして 始めに神人有り」と表現される、人として現れる神のことを指す。 実は神人にます」とある。「神人」とは、『日本書紀』では、 らこそ、「雷」と喩的につながるのである。さらに、「形は我が子、 すものであり、 (当)と雷電の如し」と喩える。ここからヤマトタケルの雷神的性格 天皇の言葉では、「暴強」の夷を平らげるのに相応しい様子を「猛 皇民無擾」とあるのみである。これは官軍の勇猛さを示 人への比喩ではない。日本武尊が突出して勇猛だか 凶賊霧消 天皇を守

— 9 **—**

わされたものなのである。

総角にも及らぬ 歎きて曰はく、「我が子小碓王、昔熊襲の叛きし日に、 愛しきを忍びて賊の境に入らしむ。 朕が不及を補ひき。 久に征伐に煩み、 (『日本書紀』景行天皇四十年是歳条 然るに東夷騒動み、討たしむる者 既にして恒に左右に在 一日も顧はずとい 未だ

ある。 づけが繰り返される。 している。 彦根神の様子を「光儀華艶しくして、二丘二谷の間に映る」と表現 想定もあるであろう。神代下、天稚彦の葬儀のため降臨した味耜高 である。「天」にあるということは、いずれ降臨するものとしての ものとして、 方面に飛び続けるが、河内国志幾で「鎮め坐」す。にも拘わらず、「神 の存在は天皇の近くに置くことはできない。死後も白鳥として大和 がいるべき場所としての「天」に登る。地上には鎮めきれない 本武尊死後も、 ではあるものの、「東夷騒動」のため派遣する、つまり、 「雷光」としての雷の表象であるが、神の降臨として雷 位置づけられているのが『日本書紀』の日本武尊なの その存在を「朕が不及を補」ふものという位置 天皇を補う「神人」としての日本武尊なので そ

を中心にした勉強会と、その後の竟宴を言う。その現場では、 の官人たちが が編纂された直後から平安時代半ばにかけて行われた、『日本書紀 官人たちに正史として学ばれている。「日本紀講」は『日本書紀 のではないか。『日本書紀』 このような位置づけは 『日本書紀』と対峙し、 『続日本紀』では了解されていたといえる については、「日本紀講」として、 神話が位置づけられ続けてい 中央

が想定されることがわかる。

ろうか。 トロールされ、 の平安時代的展開の中で雷による神意を示す存在、 をまなざそうとしていた。ヤマトタケル墓への落雷は、 歴史書編纂の編纂を担う人々は、 都を守護していくものとなっていったのではない 日 本紀講書を通して、 祭ることでコン 『日本書紀 今

る

する。それは、 と無関係ではあるまい。 る。近くには祭ることができない恐れの対象として依然として存在 しかしながら、 日本紀講のなかで『古事記』とともに読まれたこと その 〈墓〉 の場所は、一番遠い 「能褒野墓」 」であ

遠ざけられるヤマトタケル~

けられたこととの違いは顕著である。 恐れの対象でしかないと描くのが『古事記』なのである。 待ち捕へて縊み批ぎて、其の枝を引き闕きて、 その命令「專ら汝泥疑教へ覚せ。」を誤解し、「朝署に厠に入りし時 父天皇の命で兄大碓命に「朝夕の大御食」に出るように伝えるが ると考えられる。 しく思ったとともに、 く荒き情を惶」れて西征を命じるのである。 つ」という残虐な行動に変換してしまう。その行動から、天皇は「建 べきものとして位置づけられていた。小碓命(のちの倭建命)は、 日本武尊のパワーが「朕が不及を補」うものとして天皇に位置づ 『古事記』 の倭建命は西征のきっかけから恐るべき者、 恐るべきパワーは天皇にとって、意志が通じない 言葉の真意を汲み取れない性質をも含んでい そして、 残虐性、凶暴性を疎ま 最後まで、その恐れ 薦に裹みて投げ棄て 『日本書紀

事記』でも二度も埋葬されるが、大和に「陵」が作られるのではなく、 ているという考えは、『続日本紀』 命を表現するものとしては認められない。雷として降臨し、 が天皇になる根拠ともなり得る強大なものである。だからこそ、『古 かないことが徹底している。しかし、そのもととなる「建」の性質 「河内國の志幾」に葬られ、なお「天」に飛翔する。恐るべき存在 同じく「建速須佐之男命」として「建」がつく神は「山川悉 天皇にとって、倭建命は異世界にあるべきものとされる。 ヤマトタケルが 天皇については記されない。天皇にとって恐れの対象でし 國土皆震りき」と雷を想起させる描写を持つものの、 死後も葬礼は「倭に坐す后等及御子等」が能褒野に下 「雷」として、直接位置づけられることは 独自のものであろう。 守護し 倭建

七まとぬ

なる力を為政者のパワーとしたと位置づけた瞬間であった。 いて、朝廷、すなわち為政者が〈墓〉を祭ることによって、災いにいて、朝廷、すなわち為政者が〈墓〉を祭ることによって、災いにとしてあり、さらに『古事記』の天皇に恐れ排除される「天皇」にとしてが〈墓〉に落雷することによって、ヤマトタケルは「墓」に降臨し、の〈墓〉に落雷することによって、ヤマトタケルは「墓」に降臨し、の〈墓〉に落雷の如し」と称され、天皇の「不及」を補う存在して「猛きこと雷電の如し」と称され、天皇の「不及」を補う存在して「猛きこと雷電の如し」と称され、天皇の「不及」を補う存在して「猛きこと雷電の如し」と称され、天皇の「不及」を補う存在して、朝廷、「神人」とこのように、ヤマトタケルは、『日本書紀』における「神人」と

だとすれば、

最後に疑問が残る。

『続日本紀』はなぜ、

倭建命墓

たが、

同時に、「雷」の神の意志と統治に必要な力、

雷として表象さ

「続日本紀」の同時代史としての天皇の、

為政者としての「恐れ」

この短い記事のなかに平安時代的なヤマトタケルを誕生させ

らなかったのだろうか。 たのか。能褒野墓にヤマトタケルの神霊を降ろし、祭らなければなに落雷したこと、そして祭り上げたことを記さなければならなかっ

子〉を祭り、そのパワーを組織化していこうとしていたのではなかっ 葛藤の中で、天皇になれる資格がありながら天皇になれなかった〈皇 も山陵として公的に祀られることとなった。〈皇子〉のパワーとの に「守冢」置いている。その後、早良親王は「崇道天皇」となり、〈墓〉 年(七九二)に淡路陵に謝し、その七日後には清浄を保たせるため が、種継暗殺事件をきっかけに皇太子を廃され、 たか。天皇が恐れるパワーを持つ『古事記』の倭建命をも吸収して。 ためと恐れられるようになった。その恐れから、 苦しみ、母や妻の死が続いたことで、それを早良親王の「御霊」 路に配流され餓死したという。その後、 良親王は、 帝が恐れた皇子の代表としてあまりにも有名な早良親王がいる。 いて、強大で恐るべき「皇子の力」を実感していた。 への恐れによるとは考えられないだろうか。桓武は、その治世にお る。守護の力として皇子を「祭」り上げるのは、桓武の「皇子の力」 公的な整備をされたのが三皇子であることに意味があると考えられ これに関しては、『大宝令』「古記」において、 桓武帝の同母弟として桓武の皇太子として立てら 桓武の子安殿皇太子が病に 乙訓寺に幽閉 朝廷は、 墓守が規定されて 例えば、 延 層十一

西日向のにしないかしの は、東西の国を征伐して、平定した皇子なのだなあ)と歌われるよ れは、延喜六年(九〇六)の日本紀竟宴和歌において、「日本武尊は違う守護の力が平安時代初期の正史のなかにはあるのである。そ たのでないか。その後の「雷」に込められた「怨霊」のパワーと 将軍・守護と位置付ける展開につながっていくものと考えら 国を討ちて 平げよせし 皇子には遣らぬ」(日本武尊

二〇二二年度前期) 謝辞:「古典に学ぶ日本語表現」(二〇二一年度前 た。受講生の皆様にこの場をお借りして感謝します。 で受講生の気づきから多くのヒントをいただい 期・ 後期、

れるだろう。

注 1 論─」(古代文学五六、二○一七)においてヤマトタケルの多様性の可能─「景行紀」と「景行記」の差異が織りなす複数の「ヤマトタケル」序 らヤマトタケルの説話の読み解くもの、 だ。神野志は、『古代天皇神話論』(若草書房一九九九)において、多元 い場合は「ヤマトタケル」と表記する。 『日本書紀』のテキストの問題としてヤマトタケルを捉える研究が進ん 神野志隆光 『古事記の達成』 (東京大学出版会、一九八三) など、『古事記 以下、各テキストの表記に従って名を表記する。テキストを限定しな ·野諒巳『倭建命物語』(花鳥社、二〇一九)で『古事記』歌謡読解か :な神話形成がテキストごとに在りうることを提示している。最近では、 山田純「「日本武尊」の延伸性

性を示唆するものも注目される。 稲生知子「『古事記』にとっての倭建命 ― 「言葉」をめぐる問題から」(古

4 3 代文学五〇、二〇一〇) そのほか、『常陸風土記』では「倭武天皇」として巡行する姿もある。

> 二〇〇三) による。 ものと言える。猪股ときわ「常世の国の倭武天皇」、『古代宮廷の知と遊 このような姿も『常陸風土記』にとってのヤマトタケルとして生成した 戯─神話・物語・万葉歌』(森話社、二○二○、初出:東北学. 第 1 期], 八、

文学大系)、岩波書店)による。 以下、『続日本紀』は、書き下し文も含めて『続日本紀』((新日本古典

と鳴動」、(今谷明編『王権と神祇』、思文閣出版二〇〇二)など。しか タケル―尾張・美濃と英雄伝説』、大巧社一九九五)、西山克「中世王権 二〇〇八)に記した。なお、尾畑喜一郎「原ヤマトタケル物語をめぐっ 書き下しからもそう解釈していることがわかる。 摘があり、また、『続日本紀一』((新日本古典文学大系)、岩波書店)の て―民俗と歴史の視点から―」(上代文学五十六号、一九八六)にも指 ついては稲生 『続日本紀』の倭建命墓 (読む)」、(日本文学、五七-五、 し、『続日本紀』の記し方の傾向から、この場合は落雷である。それに けもある。和田萃「ヤマトタケル伝承の成立過程」、(森浩一編『ヤマト 「国家の大事」や天皇の不徳を示すための鳴動記事の嚆矢という位置づ

8 7 一二八-一二,二〇一九)など 二星祐哉「古代国家における陵墓歴名の成立とその変遷」(史学雑誌 『続日本紀』((新日本古典文学大系)、岩波書店)、補注二−一五○など

9 を示す場合は、そのテキストの表記に従う。 トタケルの葬られた場所を指すときには〈墓〉、 『古事記』『日本書紀』では、「陵」と記される。そのため、以下、ヤマ 個別のテキストの場所

『古事記 祝詞』((岩波古典文学大系)、 岩波書店)

12 11 10 『延喜式』((訳注日本史料)、集英社)。 『古事記』((新編日本古典文学全集)、

小学館)

頭注によれば、

鈴鹿郡あたりとされる。 以下、『古事記』は、『古事記』((新編日本古典文学全集)、 小学館)に

よる。書き下し文により示した。 おうふう二○○八)において、倭建命は、倭の「外」に出ることによっ 谷口雅博「「倭」から見た倭建命の位置づけ」、(『古事記の表現と文脈』)

14 13

こと自体にヤマトタケルへのまなざしがあると解する。 とらえるべき大きな問題と指摘している。本稿では、空の〈墓〉という だという。「翔天」についても、これまでの「高天原への回帰」「反王権 野」で死を得るのは、倭への空間認識から倭に入ることはなかったから 側への慰撫と鎮魂」という説を踏まえながら、『古事記』の本質として てはじめて存在意義を示す存在として描かれたことを指摘する。「能褒

- による。書き下し文により示した。 以下、『日本書紀』は、『日本書紀』((新編日本古典文学全集)、小学館
- 二星祐哉 (二〇一九)、前揭論文
- 初出直木幸次郎先生古希記念会編『古代史論集』上卷、一九八八、塙書房 岡田精司「古代伝承の鹿」、(『古代祭祀の史的研究』、塙書房一九九二、 以下、養老律令は、『律令』((日本思想大系)、岩波書店) による。
- と神功皇后の山稜から異音がした記事があるが、落雷とは言えない。『続日本後紀』承和十年(八四三)四月二十一日条に「山陵鳴二度。」 妹尾堅一郎「雷文化論への試み」、(妹尾堅一郎編『雷文化論』、 慶應義

『宋書符瑞志』中・『芸文類聚』九九など

- 郎編『雷文化論』、慶應義塾大学出版会、二〇〇七) 塾大学出版会、二〇〇七) 佐谷真木人「日本古典文学の中の雷ー軍記物語を中心に」、 (妹尾堅
- をなし人間をけころす雷神とはいささか趣が異なるといえよう。」と指 二〇〇〇)においては、「古代における雷神は、北野天神のように祟り ― 不思議の中世へ』平凡社、二○○四、初出:国語と国文学,七七‐九, 摘している。 田中貴子「「けころす」考 -- 神による殺人方法の一考察」(『あやかし考
- 110011) 西岡芳文「六壬式占と軒廊御卜」今谷明編『王権と神祇』、(思文閣出 版
- だけではないことを指摘している。古代においてそのような例が認めら も古い意義は、神意が現れるというところにある」と指摘し、神の咎め 折口信夫は「祟」について、「ほ」「うら」から「ほがひ」へのなかで、「最 以下、『令集解』((新訂増補国史大系)、吉川弘文館)によって書き下した。

- ラス・既存者をめぐって」(愛知県立大学説林六五、二○一七)を参照した。 記していることがわかる。 る」と表現されるという。雷のパワーを神のパワーと同様のものとして れることについては、斎藤英喜「折口信夫の可能性へ -- たゝり・アマテ 田中貴子(二〇〇七)、前掲論文によると、神の力が顕現するとき、「蹴
- により、書き下し文で示した。 『日本霊異記』は、『日本霊異記』((新日本古典文学大系)、岩波書店)
- 『続日本紀』((新日本古典文学大系)、岩波書店)、 新井喜久夫「古代陵墓雑考」(『日本歴史』二二二,一九六六 補注一五〇
- 下し文により示した。 以下、『延喜式』は、『延喜式』(訳注日本史料)、集英社による。

31 30 29

28

32

- 三·四、一九二八)·虎尾俊哉『延喜式』(吉川弘文館、一九六四)、北康宏「律 令国家陵墓制度の基礎的研究」、(『日本古代君主制成立史の研究』、塙書 前掲論文など。 房、二〇一七、初出:『史林』七九-四、一九九六)二星祐哉(二〇一九)、 和田軍一「諸陵式に関する二三の考察(上)~(下)」、(歴史地理五一 – 一・
- 34 33 しており、『古事記』『日本書紀』 荷前儀式の起原となる陵墓祭祀との関連から継体朝から欽明朝には成立 和田(一九二八)、虎尾(一九八四)など。新井(一九六六)においては、 以外の天皇陵の記録を想定している
- 北康宏 (二〇一七)、前揭論文
- 35 紀の方法」、(名古屋大学国語国文学八五、一九九九) 稲生「「朕、民の父母と為りて、 撫育術に乖へり」— 『続日本紀』桓武
- 36 みなむとよ」と失意の中死ぬ。 て負傷し、「慨哉、大丈夫にして、 神武天皇の兄。『日本書紀』によれば、東征途中、長髓彦との戦いによっ 虜が手を被傷ひて、 報いずしてや死
- ると、父垂仁に、兄景行とともに「情願の物」を乞われて、 垂仁天皇の子、景行天皇の兄。 『日本書紀』垂仁三十年正月己未条によ 弓矢と答え

37

皇になる可能性のあった皇子。 皇になる可能性のあった皇子。

49

39 ただし、二星祐哉(二○一九)は、『延喜式』段階でのその位置づけにて、位を譲る。こちらも天皇になる可能性のあった皇子。38 仁徳天皇の兄で、帝位を互いに譲り合った。最後は自ら死ぬことによっ

ついては疑義を呈している。四皇子が一括掲載されていない点からであ

- 属法であるという。
 弘文館一九六四)によると、「職員令」集解所引別記は大宝官員令の付弘文館一九六四)によると、「職員令」集解所引別記は大宝官員令の付弘
 虎尾俊哉 (「延喜式以前の諸司式」(『延喜式』(日本歴史叢書8)、吉川
- (今野達 佐竹昭広 上田閑照編『岩波講座日本文学と仏教』、一九九三)43 杉沼(二〇〇七)前掲書。中野猛「雷神信仰―先行信仰としての在地信仰」42 北 (二〇一七)、前掲論文の破損のためと解釈している。
- 1 例えば、『漢書』卷二十六 天文志第六に「天鼓,有音如雷 非雷,音しれない。これについては稿を改める。
- しての日本紀竟宴」(日本文学,四九‐六、二〇〇〇)に記した。参照されての日本紀講については稲生「「哀れ」なるヒルコへ― 神話生成の現場と護として、神として位置づけているといえるだろう。

に、天皇位を皇太子として継がせるという意味ともとれるが、霊的な守

「天業を經綸へしめたまひ、宗廟を絶えずあらしめたまふ」の語のため

(六巻、ちくま学芸文庫) など。 (六巻、ちくま学芸文庫) など。

稲生 (二〇一〇)、前掲論文

- 二○一五) 二○二○→初出、根本誠二他編『奈良平安時代の〈知〉の相関』 岩田書店、二○二○→初出、根本誠二他編『奈良平安時代の〈知〉の相関』 岩田書店、典籍―古代人の「記憶」はどのように形成されたのか』、八木書店、長谷部将司「「崇道天皇」の成立とその展開」、(『日本古代の記憶と
- フーへの恐れを表している。「類聚国史」巻二十五・帝王五・追号天皇・延暦十九年七月己未条『類聚国史』巻二十五・帝王五・追号天皇・延暦十九年七月己未条『類聚国史』巻二十五・帝王五・追号天皇・延暦十一年六月庚子条

53 52 51 50

54

間書房、二○一○)。現代語訳は梅村(二○一○)によった。研究』、(翰林書房、一九九四)・梅村玲美『日本紀寛宴和歌の研究』(風研究』、(翰林書房、一九九四)・梅村玲美『日本紀寛宴和歌:本文・索引・『日本紀寛宴和歌:本文・索引・『日本紀寛宴和歌:本文・索引・『日本紀寛宴和歌:本文・索引・『日本紀寛宴和歌:本文・索引・『日本紀寛宴和歌:本文・索引・『日本紀覚宴和歌:本文・宗引・『日本紀覚宴和歌:「日本紀覚宴和歌:「日本紀代記書の「日本紀代記書」の「日本紀代記書」の「日本紀代記書」の「日本紀代記書」

(いのう・ともこ 本学非常勤講師)